

## 最良執行方針 新旧対照表 (2022年6月27日)

(下線部分変更箇所)

新 (改定後)	旧 (改定前)
<p style="text-align: center;">2022年6月27日改定 株式会社 SBI 証券 (略)</p>	<p style="text-align: center;">2022年4月4日改定 株式会社 SBI 証券 (略)</p>
<p><b>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</b></p> <p>当社においては、お客様からいただいた注文に対し、上記1. (2) を除き、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。なお、以下に表す用語の定義はそれぞれ次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PTS【Proprietary Trading System】：金融商品取引所市場を介さず株式や債券を売買することのできる証券会社が開設している電子的な私設取引システムであり、当社では<u>ジャパンネクスト証券株式会社 (以下、「ジャパンネクスト社」という。)</u>及び<u>大阪デジタルエクステンジ株式会社 (以下、「大阪デジタルエクステンジ社」という。)</u>が運営するPTSに取次ぎます。なお、<u>ジャパンネクスト社のPTS</u>は、第1市場 (J-Market) と第2市場 (X-Market) とに区分されます。</li> <li>・SOR【Smart Order Routing】：複数の市場から最良の市場を選択して注文を執行する形態をいい、当社では、金融商品取引所市場とPTS市場で提示されている気配価格等を監視し、原則、最良気配価格を提示する取次ぎ先を判定して自動的に執行します。また、この判定を行うためのシステムを「SORシステム」といいます。<u>ジャパンネクスト社の第2市場 (X-Market) 及び大阪デジタルエクステンジ社のPTS</u>にはSORシステムにより取次ぎ先が自動判定された場合にのみ取次ぎます。</li> </ul> <p><u>最良気配価格が同一である場合の取次ぎ先の優先順位は、X-Market、大阪デジタルエクステンジ社のPTS、J-Market、金融商品取引所市場の順となります。これは注文執行時に適用される取引コスト (各PTS市場並びに金融商品取引所市場へお客様の注文を取次ぐにあたり当社が負担するコストを含む) などを総合的に考慮して、上記優先順位とすることが最終的にお客様に合理的なメリットがあると考えられます。</u></p>	<p><b>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</b></p> <p>当社においては、お客様からいただいた注文に対し、上記1. (2) を除き、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。なお、以下に表す用語の定義はそれぞれ次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PTS【Proprietary Trading System】：金融商品取引所市場を介さず株式や債券を売買することのできる証券会社が開設している電子的な私設取引システムであり、当社では<u>ジャパンネクスト証券株式会社が運営するジャパンネクストPTS</u>に取次ぎます。なお、<u>ジャパンネクストPTS</u>は、第1市場 (J-Market) と第2市場 (X-Market) とに区分されます。</li> <li>・SOR【Smart Order Routing】：複数の市場から最良の市場を選択して注文を執行する形態をいい、当社では、金融商品取引所市場とPTS市場で提示されている気配価格等を監視し、原則、最良気配価格を提示する取次ぎ先を判定して自動的に執行します。また、この判定を行うためのシステムを「SORシステム」といいます。</li> <li>・PTS 第1市場 (J-Market)、PTS 第2市場 (X-Market)：双方共に、<u>ジャパンネクスト証券株式会社が運営するジャパンネクストPTS内の市場であり、第1市場をJ-Market、第2市場をX-Market</u>といいます。X-MarketはSORシステムにより取次ぎ先が自動判定された場合にのみ取次ぎます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(追加)</p>

(略)

- ・ PTS 運業者との関係：ジャパンネクスト社及び大阪デジタルエクスチェンジ社は当社が所属する SBI グループから出資を受けており、当社との間で資本関係を有します。両社を取次ぎ先としている理由は、金融商品取引所市場以外の両社の PTS 市場を取次ぎ先に追加することで、より有利な価格、より安価な取引コストでの約定機会の提供が可能となること及び約定可能性が高まることが期待され、お客さまに合理的なメリットがあると考えためです。
- ・ PTS 一般信用取引：PTS 一般信用取引の新規注文については、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」により、ジャパンネクスト社及び大阪デジタルエクスチェンジ社が運営する PTS に取次ぎができません。そのため、SOR で発注された一般信用取引の新規注文は、金融商品取引所市場に取り次ぎいたします。

(1) 上場株券等

(略)

【1】SOR 対象銘柄以外の場合

- 1) (略)
- 2) 1) において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。
  - (a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取次ぎます。
  - (b) 上場している金融商品取引所市場が東京証券取引所を含む複数箇所である場合（重複上場）には、東京証券取引所に取次ぎます。なお、東京証券取引所以外の複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、当社 WEB サイト及び取引ツールの株価照会画面において最初に表示される金融商品取引所市場（名古屋、福岡、札幌の取引所の順）へ取次ぎます（このようにして決定される市場を、本最良執行方針において「優先市場」と称します。）。

(略)

(追加)

(1) 上場株券等

(略)

【1】SOR 対象銘柄以外の場合

- 1) (略)
- 2) 1) において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。
  - (a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取次ぎます。
  - (b) 上場している金融商品取引所市場が東京証券取引所を含む複数箇所である場合（重複上場）には、東京証券取引所に取次ぎます。なお、東京証券取引所以外の複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、当社 WEB サイト及び取引ツールの株価照会画面において最初に表示される金融商品取引所市場へ取次ぎます。当該金融商品取引所市場は、株式会社東洋経済新報社が発行する最新の『会社四季報』の対象銘柄の株価欄に採用されている市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）となります。ただし、最新の『会社四季報』発刊後に複数の金融商品取引所市場に同時に新規公開した上場株券等及び単独上場から重複上場になった上場株券等については、次回の『会社四季報』に掲載されるまでの間、名古屋、福岡、札幌の取引所の順で金融商品取引所市場に取次ぎます（このようにして決

<p>【2】SOR 対象銘柄の場合</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 1) において、取次ぎ先の自動判定は、次のとおり行います。</p> <p><u>J-Market、X-Market、大阪デジタルエクスチェンジ社の PTS、金融商品取引所市場の最良気配価格を比較し、金融商品取引所市場の最良気配が有利な場合は、金融商品取引所市場に取次ぎます。PTS 市場の最良気配価格が金融商品取引所市場の最良気配価格と同値又は有利な場合は、PTS 市場に取次ぎます（複数の PTS 市場において価格が同値の場合の取次ぎ先の優先順位は、X-Market、大阪デジタルエクスチェンジ社の PTS、J-Market の順となります。）。</u>ただし、1 注文が複数単元で一部数量のみ PTS 市場の最良気配価格が金融商品取引所市場の最良気配価格と同値又は有利な場合は、その一部数量のみを PTS 市場に、残数量を金融商品取引所市場に、1 注文を分割して各市場に取次ぎます（単元未満となる分割発注はされません。）。</p> <p><u>そのため、1 注文が複数市場に跨って約定が成立する場合がございます。なお、SOR 判定により、各市場に取次ぐ際には IOC 注文で発注いたします。</u></p> <p><u>SOR 判定により各市場に分割して取次ぐ場合、それぞれを同時に発注することで、注文の執行に要する時間の差により生じる市場間の格差を利用した取引戦略（いわゆるレイテンシーアービトラージ）が介入する余地を極力排除します。</u></p> <p>3)～4) (略)</p> <p><u>※ IOC 注文（Immediate or Cancel order）とは、指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、成立しなかった注文数量を失効させる条件付注文です。</u></p> <p>(略)</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>5) 適格機関投資家等との間で、あらかじめ執</p>	<p>定される市場を、本最良執行方針において「優先市場」と称します。)</p> <p>【2】SOR 対象銘柄の場合</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 1) において、取次ぎ先の自動判定は、次のとおり行います。</p> <p><u>J-Market、X-Market、金融商品取引所市場の最良気配価格を比較し、金融商品取引所市場の最良気配が有利な場合は、金融商品取引所市場に取次ぎます。PTS 市場（J-Market、X-Market）の最良気配価格が金融商品取引所市場の最良気配価格と同値又は有利な場合は、PTS 市場に取次ぎます（J-Market と X-Market が同値の場合は X-Market に取次ぎます。）。</u>ただし、1 注文が複数単元で一部数量のみ PTS 市場の最良気配価格が金融商品取引所市場の最良気配価格と同値又は有利な場合は、その一部数量のみを PTS 市場に、残数量を金融商品取引所市場に、1 注文を分割して各市場に取次ぎます（単元未満となる分割発注はされません。）。</p> <p><u>そのため、1 注文が複数市場に跨って約定が成立する場合がございます。なお、SOR 判定により、各市場に取次ぐ際には IOC 注文で発注いたします。（※ IOC 注文（Immediate or Cancel order）とは、指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、成立しなかった注文数量を失効させる条件付注文です。）</u></p> <p>(追加)</p> <p>3)～4) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>(追加)</p>
---	--

<p><u>行方法についての別途の取り決めをしている 場合、同取り決めでの範囲内で最も合理性が 高いと当社が判断する方法</u> (略)</p>	<p>(略)</p>
--	------------

以上